

事業種別	寒川町
○職業相談 ○職業紹介 ○助成金	●湘南合同就職面接会 (ハローワーク・3市1町共催)
主管課	産業振興課
連絡先	0467-74-1111
○就職支援	●企業と高等学校と就職の情報交換会（6市1町、ハローワーク、各商工会議所、商工会共催）  ●ミニ面接会（寒川町とハローワーク共催）または企業合同説明会（寒川町と茅ヶ崎市共催）のいずれかを実施予定
主管課	産業振興課
連絡先	0467-74-1111
○起業創業支援 ○助成金	●産業振興課内に創業相談窓口を設置（中小企業診断士が対応） ●創業支援セミナーの実施（年1回） ●オンライン創業セミナーの実施（動画受講、通年） ●創業者支援利子補助金（上限15万円）
主管課	産業振興課
連絡先	0467-74-1111
○後継者育成支援・継業支援	●さむかわ次世代経営者研究会（ものづくり企業への支援）
主管課	産業振興課
連絡先	0467-74-1111

事業種別	寒川町
○住宅取得補助	●個人住宅取得奨励事業：町内の新築・中古住宅を取得された勤労者にデジタル地域通貨さむかわPayのポイント（5万円分）による奨励金の交付
主管課	産業振興課
連絡先	0467-74-1111
○住宅取得補助	●寒川町結婚新生活支援事業費補助金 補助対象期間における住宅の取得に要する費用を助成 【補助額】1世帯あたり上限30万円（夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下である場合は上限60万円）  【対象者】 ・令和7年4月1日から令和8年2月28日までに入籍した夫婦 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 ・夫婦ともに申請時点において住民票所在地が寒川町 ・夫婦の合計所得金額の合計が500万円未満 ・寒川町に3年以上の居住予定 など
主管課	子ども政策課
連絡先	0467-74-1111
○住宅リフォーム補助	●住宅リフォーム等建築工事推進助成事業：町内の業者を利用して施工したりリフォーム等の工事について、工事費の5%（上限3万円）の助成をデジタル地域通貨さむかわPayのポイント付与により行う。
主管課	産業振興課
連絡先	0467-74-1111
○住宅リフォーム補助	●寒川町結婚新生活支援事業費補助金 補助対象期間における住宅のリフォームに要する費用を助成 【補助額】1世帯あたり上限30万円（夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下である場合は上限60万円）
主管課	子ども政策課
連絡先	0467-74-1111
○その他独自の取組	●木造住宅耐震診断：対象診断費用の2分の1（上限5万円）を補助  ●耐震改修工事：対象の設計や工事費用の2分の1（上限50万円）を補助  ●耐震シェルター設置：対象の購入及び設置費用の2分の1（上限25万円）を補助  ●木造住宅除却工事補助制度：対象の設計や工事費用の2分の1（上限50万円）を補助  ●危険ブロック塀等撤去工事補助事業：対象工事費用の2分の1（上限30万円）を補助
主管課	都市計画課
連絡先	0467-74-1111

事業種別	寒川町
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グローバル教育推進事業：多様化するグローバル社会に対応できる人材を育成するため、外国人指導者(FLT)を町内の全小・中学校(8校)に常駐させることで、授業中だけでなく、休み時間や行事のときの外国語でのやり取りの機会を増やすなど、英語教育の取り組みに力をいれている。</li> <li>●英語検定受験料補助：上限6,900円（中学2・3年生のうち一回）</li> </ul>
主管課	学校教育課
連絡先	0467-74-1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児紙おむつ用ごみ袋配付事業：2歳未満の子どもを育てている家庭に紙おむつ用のごみ袋を申請により配布。乳幼児が住民となったときの月齢により配付枚数が決まる。</li> </ul>
主管課	子育て支援課
連絡先	0467-74-1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊産婦健康診査費用公費負担：1回目12,000円、2～14回目5,000円×13回産後2週、産後1か月5,000円×2回 合計87,000円</li> <li>●多胎児を妊娠している方には妊婦健康診査公費負担の追加あり。 5,000円×5回</li> <li>●新生児聴覚検査費用公費負担 ABR3,000円 OAE1,500円</li> </ul>
主管課	子育て支援課
連絡先	0467-74-1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産後ケア事業：産後1年未満の産婦で、家族等から十分な支援が受けられない者や育児不安がある者を対象とし、申請により産後ケアサービスを利用日数7日まで提供（子が多胎児の場合は訪問型を7日まで追加で提供） 産後ケアは 宿泊型、デイサービス型、訪問型の3種類。</li> </ul>
主管課	子育て支援課
連絡先	0467-74-1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>●骨髄移植等予防接種再接種費用助成金：骨髄移植等の医療行為により、治療以前に受けた定期予防接種による免疫が低下または消失した方が、任意で再接種を受ける場合の費用を助成</li> </ul>
主管課	子育て支援課
連絡先	0467-74-1111
事業種別	寒川町
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊婦に対する初回産科受診費用助成金：生活保護世帯または住民税非課税世帯の女性の妊娠判定のための初回産科受診費用について10,000円を上限に助成</li> </ul>
主管課	子育て支援課
連絡先	0467-74-1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ブックスタートの実施</li> <li>●育児の「今・昔」早わかり講座の実施</li> </ul>
主管課	子育て支援課

連絡先	0467-74-1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小児医療費助成：高校3年生相当（18歳の誕生日後の最初の3月31日）まで、養育医療費補助（未熟児）、ひとり親家庭等医療費助成（ひとり親家庭等の自己負担分）</li> <li>●不育症治療費補助：不育症治療に要する費用の一部を補助</li> </ul>
主管課	子育て支援課
連絡先	0467-74-1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑨	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援センター事業：子育て家庭への支援</li> <li>●利用者支援事業（基本型）：子育て支援に関する情報提供</li> <li>●ファミリーサポートセンター事業：会員相互による育児援助活動</li> <li>●地域子育て環境づくり支援：子育て支援に関する事業を行う団体に対して補助</li> <li>●地域こどもの生活支援強化：子どもの居場所づくり等に関する事業を行う団体に対して補助</li> </ul>
主管課	子育て支援課
連絡先	0467-74-1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●寒川町出産感謝記念品配布事業：出産感謝記念品としてカタログギフトを配付</li> </ul>
主管課	子育て支援課
連絡先	0467-74-1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑪	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重度障がい者等医療費助成制度：身体障害者手帳3級(内部障がい)、療育手帳B1または知的障がいと認定された方のうち知能指数が36から50までの方及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方の保険診療の自己負担分について助成する。</li> </ul>
主管課	福祉課
連絡先	0467-74-1111

事業種別	寒川町
○生活支援に係る施策①	●福祉タクシー制度：在宅の重度障がい者が町と協定を結んでいるタクシー会社を利用した場合、1回あたり500円(年間24,000円分)を助成する。
主管課	福祉課
連絡先	04674-74-1111
○生活支援に係る施策②	<p>●寒川町結婚新生活支援行政ポイント付与事業</p> <p>婚姻に伴う新生活を経済的に支援するために、若年世帯の婚姻に対して行政ポイントを付与</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年4月1日から令和8年3月31日までに入籍した夫婦</li> <li>・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下</li> <li>・夫婦ともに申請時点において住民票所在地が寒川町</li> <li>・寒川町に3年以上の居住予定 など</li> </ul> <p>【付与ポイント数】基本ポイント20,000ポイント（2万円相当） （申請時点において新婚夫婦の双方又は一方が町内に所在する事業所等を勤務場所としている場合又は町内において個人事業主として事業を行っている場合は10,000ポイント（1万円相当）、申請時点において自治会に加入している場合又は申請と併せて自治会への加入申請を行う場合は、10,000ポイント（1万円相当）をそれぞれ加算する。）</p>
主管課	子ども政策課
連絡先	0467-74-1111